

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年10月7日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年10月25日から同年11月14日まで縦覧に供する。

令和4年10月18日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西鹿庭地区	三木町農林課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 白山地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 平野池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 荒木地区	〃